

山梨県公報

第千五百五十五号

平成十七年

三月十七日

木曜日

目次

家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施	四七
土地改良区の解散の認可	四九
土地収用事業の認定	四九
道路の区域変更(二件)	五〇
道路の供用開始(二件)	五〇
電線共同溝を整備すべき道路の指定	五一
急傾斜地崩壊危険区域の指定(四件)	五一
都市計画事業の認可(三件)	五三
公告	
大規模小売店舗の名称及び所在地並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出	五四
国土調査の成果の認証	五四
建設業法に基づく監督処分(二件)	五四
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(六件)	五五
経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等	五七
人事委員会	
山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	五九
監査委員	
山梨県監査委員行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程	五九
公安委員会	
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	六一
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	六二
自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第三項に規定する市町村の区域の指定の一部改正	七三
その他	
漁業法による水産動植物の取扱いの制限	七三
山梨県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程	七三

告示

山梨県立宝石美術専門学校校則の一部を改正する規程……………一七四

正誤

平成十七年一月二十日付け第千五百二十九号中……………一七九

平成十七年三月十日付け第千五百五十三号中……………一七九

山梨県告示第百二十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の検査を平成十七年四月一日から次のとおり実施する。

平成十七年三月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため	北杜市及び北巨摩郡	次のいずれかに該当する生後九十日以上で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 5 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において飼育している区域又は死亡した区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する日	1 ブルセラ病検査 1 凝集反応検査 (一) 試験管凝集反応法 (二) 急速凝集反応法 2 補体結合反応検査 3 1及び2に掲げる検査以外の検査 (一) 疫学的検査 (二) 臨床検査 (三) 細菌検査(必要と認める場合)
北杜市及び北巨摩郡	次	次のいずれかに該当する生後九十日以上で実施区域内で飼育しているもの	指定する日	2 ツベルクリン以外の検査 (一) 疫学的検査 (二) 臨床検査

<p>牛のヨーネ病の発生予防のため</p>	<p>富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、笛吹市、上野原市、東山梨郡、東八代郡、南都留郡及び北都留郡</p>	<p>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛 5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 6 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>同</p>	<p>一 酵素免疫測定法による検査 二 ヨーネン検査 三 一及び二に掲げる検査以外の検査 1 疫学的検査 2 臨床検査 3 細菌検査</p>
-----------------------	--	--	----------	--

<p>家きんサル</p>	<p>馬伝染性貧血の発生予防のため</p>	<p>牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向の把握のため</p>	<p>同</p>	<p>一 酵素免疫測定法 二 ウエスタンブロット法による検査 三 免疫組織化学的検査</p>
<p>県内全</p>	<p>県内全</p>	<p>牛海綿状脳症特別対策措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。</p>	<p>同</p>	<p>一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 寒天ゲル内沈降反応検査以外の検査 1 疫学的検査 2 臨床検査</p>
<p>実施区域内で飼育している</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>
<p>、市、南アルプス市、北杜市、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡及び北巨摩郡</p>	<p>同</p>	<p>生後九十日以上で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 6 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>同</p>	<p>同</p>

モネラ感染症発生予防のため	域	る種鶏	集反応法)
腐蝕病の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育しているみつばち	一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査
ブルータンク病、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している未越夏牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの	一 ブルータンク検査 1 寒天ゲル内沈降反応検査 2 臨床検査 二 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査 1 中和反応検査 2 臨床検査

山梨県告示第百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、平成十七年三月十一日船津土地改良区の解散を認可した。
平成十七年三月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第百二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。
平成十七年三月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 起業者の名称

北杜市

二 事業の種類

北杜市高根西放課後児童クラブ建設事業

三 起業地

1 収用の部分 北杜市高根町村山西割字宮地地内

四 事業の認定をした理由

2 使用の部分 なし

1 法第二十条第一号要件
北杜市高根西放課後児童クラブ建設事業（以下「本事業」という。）は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の十二に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設整備事業であり、放課後児童健全育成事業は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第二号において第二種社会福祉事業として規定されている。よって本事業は、法第三十二条二十三号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第一号要件
児童福祉法第三十四条の七の規定により、市町村は放課後児童健全育成事業を行うことができることとされている。また、起業者は既に財政措置を講じており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第二号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益
北杜市においては、留守家庭児童の放課後対策として、各小学校区ごとに放課後児童健全育成事業を実施するための施設（以下「放課後児童クラブ」という。）の整備を行うこととしている。本事業は、放課後児童クラブのない小学校区のうち、小学校区内の人口が増加し共働き世帯が増加して留守家庭児童が増える想定される高根西小学校区内に建設するものである。現在当該小学校の対象児童は、隣接する高根東小学校区内にある放課後児童クラブ「高根ふれあい教室」を利用して行っているが、行きは市のスクールバスで送り、迎えは各保護者が行っている状況で、児童の送迎の際の交通事故の危険性や移動時間等、利用に不便を来している状況である。このため、本事業を施行するものであり、放課後児童クラブの利便性が向上し、児童の健全な育成が図られると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益
本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺には民家は密集しておらず、周辺環境に与える影響は小さいものと考えられることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量
 (一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

本事業は、地域の保護者等から放課後児童クラブ設置の要望書が出されているとともに、高根西小学校の放課後児童健全育成事業の実施状況を踏まえると、早期に事業を施行する必要性が高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、放課後児童健全育成事業を実施するために必要な施設規模等としており、必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

北杜市役所高根総合支所住民福祉課

山梨県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年四月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三五八号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
東八代郡中道町大字右左口字城越六二八番の一地先から 東八代郡中道町大字右左口字日蔭山四六八八番の三二七地先まで	新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	二二・五 三〇・五	二二・五 二七・〇		四五・八

山梨県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年四月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山梨御坂線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市大字一宮町田中字川久保八七番の一地先から 笛吹市大字一宮町竹原田字若鞭町五〇九番の一地先まで	新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	一〇・〇 一七・五	六・五 九・〇		一三三三・三

山梨県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年四月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	市之蔵山梨線	山梨市大字小原西字西ノ原五四八番の一地先から山梨市大字北字東上町(一級河川笛吹川右岸堤防敷)地先まで	四四五・〇	平成十七年三月十七日

山梨県告示第百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十七年四月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	桐原藤野線	上野原市大字桐原字黒田東四六七七番の一地先から上野原市大字桐原字黒田東四六八七番の三地先まで	八五・〇	平成十七年三月二十三日

山梨県告示第百二十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成十七年三月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

湯町	標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
	十五	南巨摩郡	身延町	下部	上ノ山	九九七一
	十六	同	同	同	同	九九六三
	十七	同	同	同	同	同
	十八	同	同	同	同	同

急傾斜地崩壊危険区域

平成十二年山梨県告示第百七十二号中の標柱十四号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号十五号の標柱を結んだ線、標柱番号十五号から標柱番号二十号までの標柱を順次結んだ線、標柱番号二十号の標柱と昭和四十六年山梨県告示第三百六号中の標柱八号を結んだ線、同標柱と同告示中の標柱九号を結んだ線及び同標柱と平成十二年山梨県告示第百七十二号中の標柱十四号を結んだ線に囲まれた区域並びに同告示中の標柱十二号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号二十一号の標柱を結んだ線、標柱番号二十一号から標柱番号二十三号の標柱を順次結んだ線、標柱番号二十三号の標柱と同告示中の標柱十三号を結んだ線及び同標柱と同告示中の標柱十二号を結んだ線に囲まれた区域

平成十七年三月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第百三十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南地域振興局市川建設部に備え置いて縦覧に供する。

道路の種類	路線名	区間
県道	塩山勝沼線	塩山市大字上於首字山腰一三九番の四地先から塩山市大字上於首字宮ノ窪四一三番の一地先まで
	万力小屋敷線	塩山市大字上於首字宮村一〇五四番の三地先から塩山市大字上於首字宮村一〇三八番の一地先まで
	市之蔵山梨線	山梨市大字上神内川字茂林七二〇番地先から山梨市大字上神内川字棗塚二二番の八地先まで

急傾斜地崩壊危険区域
 平成十五年山梨県告示第四十四号中の標柱一号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号十八号の標柱を結んだ線、標柱番号十八号から標柱番号二十八号までの標柱を順次結んだ線、標柱番号二十八号の標柱と同告示中の標柱二号を結んだ線及び同標柱と同告示中の標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

三沢日向	標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
十八	南巨摩郡	身延町	三沢	日向	同	二二七九一
十九	同	同	同	同	同	二二三七一
二十	同	同	同	同	同	二二三七八
二十一	同	同	同	同	同	二二三三二
二十二	同	同	同	同	同	二二三三六
二十三	同	同	同	同	同	二二三三八
二十四	同	同	同	同	同	二二三三二
二十五	同	同	同	同	同	二二三三六
二十六	同	同	同	同	同	二二三三八
二十七	同	同	同	同	同	二二三三二
二十八	同	同	同	同	同	二二三三六

山梨県告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画法の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年三月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 施行者の名称
甲斐市
- 二 都市計画法事業の種類及び名称
甲府都市計画道路事業 三・四・二十八号竜王駅前線
- 三 事業施行期間
平成十七年三月十七日から平成二十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
山梨県甲斐市大字竜王新町字東裏地内
 - 2 使用の部分

山梨県告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画法の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年三月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 施行者の名称
甲斐市
- 二 都市計画法事業の種類及び名称
甲府都市計画道路事業 三・四・二十九号竜王駅北口線
- 三 事業施行期間
平成十七年三月十七日から平成二十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
山梨県甲斐市大字大下条字上河原地内
 - 2 使用の部分
なし

山梨県告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画法の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年三月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 施行者の名称
甲斐市
- 二 都市計画法事業の種類及び名称
甲府都市計画道路事業 一号竜王駅南北自由通路
- 三 事業施行期間
平成十七年三月十七日から平成二十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
山梨県甲斐市大字竜王新町字東裏、大字大下条字上河原地内
 - 2 使用の部分

公 告

山梨県甲斐市大字竜王新町字東裏、大字大下条字上河原地内

● 大規模小売店舗の名称及び所在地並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十七年七月十七日まで縦覧に供する。
 平成十七年三月十七日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一	甲府市丸の内一丁目十六番四号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 オギノ甲州店
 - (二) 所在地 塩山市下於曾千四百七十番外
- 2 変更した事項
 - (一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	オギノ塩山ショッピングセンター	オギノ甲州店
大規模小売店舗の所在地	塩山市下於曾字扇田千四百四十七番一外	塩山市下於曾千四百七十番外

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
------	------------	--------

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

株式会社オギノ 荻野寛一	代表取締役	甲府市丸の内一丁目十六番四号
株式会社ナカヤ 中矢恵三	代表取締役	塩山市上於曾二十三番地
株式会社M・D・W 締役 志村安雄	代表取	塩山市下於曾千四百四十七番地
有限会社コロムビア 締役 古屋博義	代表取	塩山市上於曾千三百三十三番地
株式会社セリア 河合宏光	代表取締役	岐阜県大垣市外濑二丁目三十番地

3 変更の年月日

- 三 届出年月日
 - 平成十七年二月十七日
 - 平成十七年二月二十八日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
 平成十七年三月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 調査を行った者の名称
 - 三珠町及び鰍沢町
- 二 調査を行った時期
 - 三珠町 平成九年十一月一日から平成十年二月二十七日まで
 - 鰍沢町 平成九年十二月十七日から平成十年三月九日まで
- 三 成果の名称
 - 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
 - 三珠町大字上野の一部地区
 - 鰍沢町字上の山並びに山の神及び八幡の一部地区
- 五 認証年月日

平成十七年三月八日

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年三月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十七年三月十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社松田組

2 主たる営業所の所在地 甲府市宮原町千百三十一番地

3 代表者の氏名 松田玄司

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第三二七一号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 発注者から直接建設工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事（以下、「公共工事」という。）に係るもの又は公共工事以外の建設工事であって補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する間接補助金等及び地方公共団体の交付する交付金でこれらに類するものの交付を受けているもの

2 期間 平成十七年三月十八日から同月二十四日までの七日間

五 処分の原因となった事実 被処分者は、特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、下請代金の額が建設業法第三条第一項第二号の政令で定める金額以上で契約を締結し、同法第十六条第一号に違反した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年三月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十七年三月十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 大成興業株式会社

2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡玉穂町中楯千四百四十八番地一

3 代表者の氏名 伊藤純輝

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第五六八三号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 発注者から直接建設工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事（以下、「公共工事」という。）に係るもの又は公共工事以外の建設工事であって補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する間接補助金等及び地方公共団体の交付する交付金でこれらに類するものの交付を受けているもの

2 期間 平成十七年三月十八日から同月二十四日までの七日間

五 処分の原因となった事実 被処分者は、特定建設業以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第三条第一項第二号の政令で定める金額以上で契約を締結し、同法第二十八条第一項第七号に違反した。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年三月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十七年二月十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 大鴻建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 韮崎市一ツ谷千九百六十番地一

3 代表者の氏名 青木茂

三 許可番号 山梨県知事許可（特 一一）第一六六五号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十七年一月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年三月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年二月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 片浜土木工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津四千百四十一番地
 - 3 代表者の氏名 菅沼悦郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）二五〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及びしゅんせつ工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十七年一月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年三月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年二月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社青野工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上町千二百二十三番地二
 - 3 代表者の氏名 青野英二
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）二三四九号
- 四 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十七年二月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年三月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年二月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社三枝工業所
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市下今井九百九十番地
 - 3 代表者の氏名 三枝孝重
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）五〇七八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十七年二月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年三月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年二月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社トーア工業
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市落合八百九十八番地
 - 3 代表者の氏名 矢崎元文
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）六〇七三三号
- 四 処分の内容 左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可
- 五 処分の原因となつた事実 平成十七年二月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年三月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年二月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 中沢工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市幸町九番二十四号
 - 3 代表者の氏名 中沢卓美
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一三)第七〇九号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年二月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。)(第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に行う建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第二十七条の二十四第一項の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の請求の時期及び方法を次のとおり定めたとで公告する。

平成十七年三月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

第一 申請の時期及び方法

一 申請時期

経営規模等評価の申請をしようとする者及び経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を同時にしようとする者(以下「同時申請者等」という。)(の申請時期は、知事が経営規模等評価受付票(以下「受付票」という。)(により指定した日時とし、総合評定値の請求のみをしようとする者(以下「別途請求者」という。)(の申請時期は、月曜日から金曜日までの間(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から三十一日までの日並びに一月二日及び三日を除く。第六において「通常の業務日」という。)(とする。

二 申請方法

1 同時申請者等の申請方法

(一) 同時申請者等は、法第十一条第二項の規定により同項に規定する書類を提出した後に、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。

(二) 一にかかわらず、新たに法第三条に基づく建設業の許可を受けた者で、当該許可後の営業年度終了の日より前の日に申請をしようとするものは、当該許可後速やかに、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。

(三) 同時申請者等は、受付票により指定された場所にその受付票及び申請に必要な書類を持参すること。

2 別途請求者の申請方法

別途請求者は、法第二十七条の二十六第二項の規定により同項に規定する申請書を提出した後に、土木部土木総務課分室に請求に必要な書類を持参すること。

第二 申請に必要な書類

一 申請書及び添付書類

1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書(別途請求者にあつては総合評定値請求書に限る。)

2 規則別記様式第二号の二による工事経歴書(経営規模等評価の申請をする場合に限る。)

3 規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書(総合評定値の請求をする場合に限る。)

4 法第二十七条の二十六第四項の規定により提出を求め次に掲げる書類

(一) 同時申請者等の提出書類

審査基準日における技術職員以外の職員名簿

審査基準日の翌日から十四日以内に発行された健康保険・厚生年金保険加入

証明書

審査基準日における加入状況を示す建設業国民健康保険加入及び事業所証明

書

審査基準日における加入状況を示す建設業退職金共済制度加入証明書

審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書(労働基準監

督署の受付印のある就業規則で、退職一時金についての定めがあるものを提示

する場合を除く。)

審査基準日における加入状況を示す企業年金制度加入証明書

審査基準日における加入状況を示す法定外労働災害補償制度加入証明書

審査対象営業年度の消費税納税証明書(その一)

(二) 別途請求者の提出書類

審査手数料収入証紙貼付書

二 法第二十七条の二十六第四項の規定により提示を求め次に掲げる書類

1 同時申請者等の提示書類

申請時点で有効な建設業許可通知書及びその許可に係る申請書の副本

法第十一条の規定により届け出し、又は提出した変更届出書又は書面（同条第二項に規定する書類を除く。）

申請日の直前に提出した法第十一条第二項に規定する書類の副本

法第十二条の規定により届け出た廃業等の届出書

規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（経営規模等評価

の申請のみをしようとする場合に限る。）

前回の経営事項審査申請書又は経営規模等評価申請書の副本

審査対象営業年度の法人税又は所得税の確定申告書控え

審査対象営業年度の消費税確定申告書控え

審査基準日における給料の支払い状況を示す所得税源泉徴収簿及びその前年の所得税源泉徴収簿

工事経歴書に記載されている工事のうち審査対象業種^{（一）}の工事（以下「審査対象業種工事」という。）に係る工事請負契約書又は下請基本契約書、注文書及び請書の写し

審査対象業種工事に係る竣工時工事カルテ受領書

審査対象業種工事に係る施工体制台帳及び施工体系図

審査基準日における加入状況を示す労働災害保険申告書

審査基準日における加入状況を示す雇用保険申告書

審査基準日における加入状況を示す健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

社会保険事務所の受付印のある健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認

及び標準報酬決定通知書

社会保険事務所の受付印のある健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認

通知書

建設業経理事務士の合格证

2 別途請求者の提示書類

第二の一の1の総合評定値請求書と審査基準日を同じくする経営規模等評価申

請書副本で土木総務課の受付印のあるもの

三 申請書用紙の取扱先

社団法人山梨県建設業協会 甲府市丸の内一丁目十四番十九号 電話〇五五 二

三五 四四二一

第三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の手数料

一 手数料

1 経営規模等評価の申請に係る手数料は、八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

2 総合評定値の請求に係る手数料は、四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

二 納付方法

審査手数料収入証紙貼付書に山梨県収入証紙をはり付けること。

第四 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価の結果又は経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、規則別記様式第二十五号の十二により配達記録郵便により通知する。

第五 再審査並びに再申請及び再請求

一 再審査

1 経営規模等評価の結果について異議があるときは、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

(一) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

(二) 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

(三) 第二に掲げる書類のうち異議のある審査項目を確認するために必要な書類

2 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合であつて、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けているときは、当該改正の日から百二十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模

等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

(一) 経営規模等評価結果通知書の写し

経営規模等評価結果通知書の写し

(二) 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書
 二 再申請及び再請求

1 同時申請者等又は別途請求者（以下「申請者」という。）の誤記載による経営規模等評価の再申請及び総合評定値の再請求は、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して行うことができる。この再申請及び再請求を行う場合は、第三に規定する手数料を納付しなければならない。

(一) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
 (二) 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書

(三) 第二に掲げる書類のうち訂正となる審査項目を確認するために必要な書類
 2 申請者の虚偽記載による経営規模等評価の再申請及び総合評定値の再請求は次に掲げる書類を知事に提出して行わなければならない。この再申請及び再請求を行う場合は、第三に規定する手数料を納付しなければならない。

(一) 経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書の写し
 (二) 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書
 (三) 第二に掲げる書類のうち訂正となる審査項目を確認するために必要な書類

第六 その他

一 国土交通大臣の許可を受けた者で、経営規模等評価の申請又は総合評定値の請求をしようとするものは、規則第十九条の六第二項又は第二十一条の二第三項の規定により、通常の業務日において土木部土木総務課分室に当該申請又は請求に必要な書類を持参すること。

二 詳細については、土木総務課建設業担当（電話〇五五 二二三 一八四三）に問い合わせること。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第六号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成十七年三月十七日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内

茂

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第七笛吹警察署の項中

副署長	六種（人事委員会 が認める者に あつては五種）
刑事官	あつては五種

を

副署長	刑事官
地域交通管理官	

五種

に改める。

六種（人事委員会
が認める者に
あつては五種）

附則

この規則は、平成十七年三月十八日から施行する。

監査委員

山梨県監査委員訓令第一号

山梨県監査委員行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。
 平成十七年三月十七日

山梨県監査委員	高 石 国 康
同	早 川 正 秋
同	前 島 茂 松
同	高 尾 堅 一

山梨県監査委員行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

(趣旨)

第一条 山梨県監査委員（以下「監査委員」という。）が所管する手続等を、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山梨県条例第四十五号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定め

るところによる。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）（第二条第一項に規定する電子署名をいう）。

二 電子証明書 申請等を行う者又は監査委員が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、監査委員の定めるところにより、監査委員の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信し、及び監査委員の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、監査委員の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）（第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（第三条第一項に規定する電子証明書

三 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書のうち監査委員が定めるもの

3 第一項の申請等を行う者は、監査委員の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び監査委員の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

4 監査委員は、申請等を行う者が前項に規定する事項を送信する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した規程の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書面等の提出を省略させることができる。

一 申請等を行う者に係る第二項第一号に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る登記簿の謄本又は抄本であつて、申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているもの

二 申請等を行う者に係る第二項第二号に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているもの

5 監査委員の定める他の規程の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第四条 監査委員は、情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 監査委員は、情報通信技術利用条例第五条第一項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、監査委員の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を据え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第六条 監査委員は、情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもちつて調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第七条 情報通信技術利用条例第三条第四項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名（第三条第二項各号に掲げる電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第三条第二項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術利用条例第四条第四項及び第六条第三項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名とする。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第四号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月十七日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第一項中「南甲府警察署」の下に「、笛吹警察署」を加え、同条第二項中「地域第一課及び地域第二課又は地域課並びに」を「地域課及び」に改める。

第三十七条第二項中「五二五人」を「五一〇人」に、「七二五人」を「七二〇人」に、「一、〇六〇人」を「一、〇七五人」に、「一、一五七人」を「一、一七二人」に改める。

別表第一 捜査第一の部中

指 導	広域捜査・共助			犯 罪 統 計	庶 務 ・ 企 画
	公 判 対 応	指 導	組 織 窃 盗		

を

企 画 調	広 域 捜 査・	指	犯 罪 分	検
-------------	-------------------	---	-------------	---

視 検 視	析 犯 罪 統 計・ 分 析	導 公 判 対 応	指 導
-------------	----------------------------------	-----------------------	--------

に、

強 行 犯 第 二	
強 行 犯 第 四	強 行 犯 第 三

を

強 行

犯 第 二
強 行 犯 第 五
強 行 犯 第 四
強 行 犯 第 三

に、

盜 犯 盜 犯

を

盜

犯 組 織 窃 盜	盜 犯
-----------------------	--------

に改める。

別表第一 警備第二の部を次のように改める。

警 備 第 二				
実 施 第 二	実 施 第 一	災 害	警 衛 ・ 警 護	
警 備 実 施 第 二	警 備 実 施 第 一	災 害 対 策	警 護	警 衛
				庶 務

別表第二 甲府の部中

地 域 第 一	
地 域 第 一	指 導 ・ 庶 務

を

地 域

員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

平成十七年三月十七日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

別表第十七中

指導・庶務
地域第一
地域第二
地域第三
自動車警ら班

に改め、地域第二の項を削り、同部刑事第一の項中

強行

強行犯第一
強行犯第二

に改め、同表日下部都留の部中

地域交

地域
自動車警ら班
交通

を

地域	地域
自動車警ら班	自動車警ら班
交通	交通

に改める。

別表第三日下部警察署の部署所在地の項中「小原東(県道万力小屋敷線以東であり、かつ、県道休息山梨線以北である地区を除く。)、小原西、」を削り、同部山梨市駅前交番の項中「上神内川」を「小原東(県道万力小屋敷線以東であり、かつ、県道休息山梨線以北である地区を除く。)、小原西、上神内川」に改める。

附則

この規則は、平成十七年三月十八日から施行する。

山梨県公安委員会告示第十八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委

を

五〇三	県道 八ヶ岳 高根富 土見線	北巨摩郡小淵沢 町大字 字井詰 原二、九六九番 地の三先から北 巨摩郡大泉村大 字谷戸字内山八 、九九三番地ま での両側	七、二〇〇	車両	終日	長坂	五一・一 一〇 三八号
五〇四	県道 八ヶ岳 高原下 久保線	北巨摩郡小淵沢 町大字 字大平 一〇、〇六一番 地先(管理事務 所)から北巨摩 郡小淵沢町大字 字大平一〇、 〇六一番地先(長 野県境)までの 両側	七四〇	車両	終日	長坂	五一・一 一〇 三八号

五〇三	削除					長坂	平成一七 年三月一 七日 告示第一 八号
五〇四	削除					長坂	平成一七 年三月一 七日 告示第一

五〇七	五〇八	八四〇	五〇七	五〇八	八四〇
県道高根富士見線	県道高根富士見線	車両	北巨摩郡小淵沢町松の木平九、二一九番地の三先(長野県境)から北巨摩郡小淵沢町井詰原二、九六九番地の三先(有料道路起点)までの両側	北巨摩郡大泉村谷戸八、九九三番地先(有料道路終点)から北巨摩郡高根町清里三、五四五番地先(清里交差点)までの両側	車両
終日	終日	長坂	長坂	長坂	長坂
五一・一四六号	五六・七四一・二八四号	平成一七年三月一七日 告示第一八号	平成一七年三月一七日 告示第一八号	平成一七年三月一七日 告示第一八号	平成一七年三月一七日 告示第一八号

五二四	五二五	一、二〇〇	五二四	五二五	一、二〇〇
市道七日市場三号線	市道七日市場三号線	車両	山梨市北地内(八幡橋西詰)から	山梨市北地内(八幡橋西詰)から山梨市七日市場四五六番地先(辻交差点)までの両側	車両
終日	終日	七時一十分から九時	東山梨郡牧丘町窪平一、二一一番地先(牧丘デパート)から東山梨郡牧丘町窪平一、三三二番地の両側	東山梨郡牧丘町窪平一、二一一番地先(堀の内バス停留所)までの両側	終日
五二・六一二号	五二・六一二号	平成一七年三月一七日 告示第一八号	平成一七年三月一七日 告示第一八号	平成一七年三月一七日 告示第一八号	平成一七年三月一七日 告示第一八号

五五五	市道中 線 中央通り	富士吉田市松山 一、一七七番地 先(昭和八入口 交差点)から富 士吉田上吉田 三、八六二番地 の九先(中首根 交差点)までの 両側	二、三〇〇	車両	終日	富士 吉田	平成一四 年九月一 二日 告示第四 九号
-----	------------------	---	-------	----	----	----------	----------------------------------

五五五	市道中 線 中央通り	富士吉田市新西 原四丁目一番 五号先(昭和八 入口交差点)か ら富士吉田市松 山五丁目一〇番 八号先(富士吉 田警察署前交差 点)までの両側	一、〇〇〇	車両	終日	富士 吉田	平成一七 年三月一 七日 告示第一 八号
-----	------------------	--	-------	----	----	----------	----------------------------------

五五八	甲府市 道 昭和町	中巨摩郡昭和町 紙漕阿原九六八 番地フオノデス ク(株)南西角から 甲府市宮原町中 沢五二五番地富 士鉄工(株)南東角 までの間	五〇〇	車両	終日	南甲 府	五三・六 ・二六 二六号
五五九	甲府市 道 玉穂村	中巨摩郡玉穂村 中楯七七八番地 ヘレンカーチス ジャパン(株)南西 角から 甲府市宮原町西	六六三	車両	終日	南甲 府	五三・六 ・二六 二六号

五六〇	甲府市 道 玉穂村	中巨摩郡玉穂村 中楯七七七番地 内外電気製作所 南西角から 甲府市宮原町西 条下河原一、〇 〇九番地東日製 作所南東角まで の間	七五一	車両	終日	南甲 府	五三・六 ・二六 二六号
-----	-----------------	--	-----	----	----	---------	--------------------

五六一	甲府市 道 昭和町 道 玉穂村	中巨摩郡玉穂村 中楯七七七番地 内外電気製作所 南西角から 甲府市大里町紙 漕阿原四五六番 地先までの間	一、一九八	車両	終日	南甲 府	五三・六 ・二六 二六号
-----	-----------------------------	--	-------	----	----	---------	--------------------

五六二	甲府市 道	甲府市高室町砂 間一五五番地(株 横河電気製作所 南西角から 甲府市宮原町中 沢八五七番地三 和電気工業(株)北 西角までの間	八七五	車両	終日	南甲 府	五三・六 ・二六 二六号
-----	----------	--	-----	----	----	---------	--------------------

五六三	甲府市 道	甲府市宮原町西 条下河原一、〇 〇二番地中沢製 作所南東角から 甲府市大里町大 北耕地四二四番 地のパイオニ ア(株)北西角まで の間	一、六七一	車両	終日	南甲 府	五三・六 ・二六 二六号
-----	----------	---	-------	----	----	---------	--------------------

五六四	昭和町 道	中巨摩郡昭和町 紙漕阿原一、三	一八〇	車両	終日	南甲 府	五三・六 ・二六
-----	----------	--------------------	-----	----	----	---------	-------------

五五五	甲府市	五三番地(松下電気産業(株)南西角)から中巨摩郡昭和町紙漕阿原一、三五三番地南東角までの両側	一八〇	車両	終日	府南甲	五三・六 二六号
-----	-----	--	-----	----	----	-----	-------------

五五八	削除					府南甲	平成一七年三月一七日 告示第一八号
五五九	削除					府南甲	平成一七年三月一七日 告示第一八号
五六〇	削除					府南甲	平成一七年三月一七日 告示第一八号
五六一	削除					府南甲	平成一七年三月一七日 告示第一八号

五六二	削除					府南甲	平成一七年三月一七日 告示第一八号
五六三	削除					府南甲	平成一七年三月一七日 告示第一八号
五六四	削除					府南甲	平成一七年三月一七日 告示第一八号
五六五	削除					府南甲	平成一七年三月一七日 告示第一八号

五七一	削除	五七一	県道 横手日野春停車場線	北巨摩郡武川村山高一、四三六番地(村営グラウンド入口)から北巨摩郡武川村柳沢四八二番地(日東食品)までの両側	一、九〇〇	車両	終日	長坂	五三・七 三一〇号
-----	----	-----	-----------------	--	-------	----	----	----	--------------

告示第一 七号

五七三
削除
北巨摩郡白州町 白須一、〇七九 番地（白州農協 ）から 白須一、九二〇 番地（白州中学 校北側）まで
一、〇〇〇
車両
終日
長坂
五三・七 ・二〇 三一号

五七三
削除
長坂
平成一七 年三月一 七日 告示第一 八号

五七五
削除
北巨摩郡武川村 柳沢二、二七三 番地（駒城橋西 詰）から 柳沢四八二番地 （日東食品）ま で
一、七〇〇
車両
終日
長坂
五三・七 ・二〇 三一号

五七五
削除
長坂
平成一七 年三月一 七日 告示第一 八号

五九七
削除
市道 下中西 側線
都留市中央二丁 目一番一〇都留 簡易裁判所から 都留市中央二丁 目一番三〇都留 区検察庁まで
一〇〇
車両
終日
都留
五四・二 ・一六 八号

五九八
削除
市道 中道高 尾町通 り線
都留市中央二丁 目八番一〇号ミ ノ夕時計店から 都留市中央二丁 目一番二〇甲府 地方法務局都留 支部まで
一〇〇
車両
終日
都留
五四・二 ・一六 八号

五九七
削除
市道 市道仲 町裏通 り線支 線一〇 号
都留市中央二丁 目一番二〇号先 （法務合同庁舎南 東交差点）から 都留市中央二丁 目一番二〇号先 （法務合同庁舎北 西交差点）まで の両側
五〇
車両
終日
都留
平成一七 年三月一 七日 告示第一 八号

五九八
削除
市道 市道仲 町裏通 り線支 線一〇 号
都留市中央二丁 目一番二〇号先 （法務合同庁舎南 東交差点）から 都留市中央二丁 目一番二〇号先 （法務合同庁舎北 西交差点）まで の両側
五〇
車両
終日
都留
平成一七 年三月一 七日 告示第一 八号

六〇五
削除
市道 北巨摩郡小淵沢 町五、七八六番 地先（松木坂交 差点）から北巨 洲野小 淵沢 線
二、五六〇
車両
終日
長坂
平一・一 ・一五 告示第一 〇号

六五九	六六〇	六五九	六五五
県道南アルプス甲斐線	県道身延富士川線	県道若草双葉線	削除
南アルプス市上今諏訪一、七九六番地先(金丸方西側)から甲	南巨摩郡南部町内船一〇、四三九の一番地先(大興砂利)から南巨摩郡南部町内船二、一九四番地の二二先(富栄橋東詰)までの両側	中巨摩郡白根町上今諏訪一、三一九番地の二先(塚原電気)から北巨摩郡双葉町下今井一八三番地先(塩崎駐在所)までの両側	沢二、八四三番地の二先(伴野丑造方)までの両側
六一六〇	三〇〇〇	五九六〇	
車両	車両	車両	
終日	終日	終日	
南アルプス	南部	小笠原・二四	鵜沢
平成一七年三月一七日告示第一	五五・一一二五九号	平九・三二四告示第二〇号	平成一七年三月一七日告示第一八号

六七九	六七七	六七七	六六〇
県道高根富士見線	削除	県道身延本栖線私道身延山道東谷線	削除
北巨摩郡高根町清里三、五四五番地先(レストラン・アゼイリア)から北巨摩郡高根町清里三、五四五番地の一先(国道一四一号线学校寮)		南巨摩郡身延町身延三、五六一番地の二先(斉藤武雄方)から南巨摩郡身延町身延三、五六七番地先(身延山短大)まで	斐市下今井一七九番地先(塩崎駐在所前交差点)までの両側
三一〇〇		八〇〇	
車両		車両	
終日		終日	
長坂	南部	南部	南部
五六・七四一四号	平成一七年三月一七日告示第一八号	五六・三一七号	平成一七年三月一七日告示第一八号

七〇〇	六八一	六八一	六七九
県道塩平窪平線	削除	町道利根川添一号線	削除
東山梨郡牧丘町北原一、四七八番地先(三枝八重子方西側丁字路交差点)から東山梨郡牧丘町窪平二五四番地先(中山金物店		南巨摩郡増穂町大久保五九四番地の三六先(笠原修介方前)から南巨摩郡増穂町大柵一、〇一三番地、増穂橋南詰まで	
八、五五〇		三、〇四七	
車両		車両	
終日		終日	
日下部	鯉沢	鯉沢	長坂
平成一四年一月三十一日告示第四号	平成一七年三月十七日告示第一八号	五六・九五〇号	平成一七年三月十七日告示第一八号

七三九	七四〇	七三九	七〇〇
県道市川大門	県道富士川身延線	市川大門市下部身延線	県道塩平窪平線
南巨摩郡身延町帯金一、四三八	南巨摩郡身延町角打二一〇番地の一先(西村商店南方一〇〇メートル先)から南巨摩郡南部町内船三八一五番地の四先(南部橋東詰)までの両側	西八代郡下部町波高島八〇番地先(波高島駅入口)から南巨摩郡身延町塩之沢二〇〇七番地先(山本佐吉商店)までの両側	東山梨郡牧丘町牧平四六二番地先(牧平駐在所西交差点)から東山梨郡牧丘町窪平二五四番地先(中山金物店東側丁字路交差点)までの両側
六〇〇	八、五〇〇	四、八〇〇	六、九八〇
車両	車両	車両	車両
終日	終日	終日	六時から二時三十分まで
南部	南部	南部	日下部
平成一七年三月一	五七・一〇・八四二号	五七・一〇・八四二号	平成一七年三月十七日告示第一八号

入口交差点)までの両側

東側丁字路交差点)までの両側

七四〇	下部身 延線	番地先(志村方) から南巨摩郡 身延町帯金二、 〇〇七番地先(山 本方)までの 両側	四、五〇〇	車両	終日	南部	平成一七 年三月一 七日 告示第一 八号
	県道富 士川身 延線	南巨摩郡身延町 角打二一〇番地 の二先(西村商 店南方一〇〇メ ートル先)から 南巨摩郡身延町 大島四、六〇五 番地先(久保方 前)までの両側					

七四三	町道	北都留郡上野原 町新田六二九番 地先(佐藤高方 前)から北都留 郡上野原町松留 二七六番地先(巖 島橋西詰)ま での両側	九八〇	車両	終日	上野 原	平成一七 年三月一 七日 告示第一 八号

七四三	削除					上野 原	平成一七 年三月一 七日 告示第一 八号

八一四	市道 明神大 松線	大月市大月一丁 目一四号先 (ソニーショッ ツ)	五五五	車両	終日	大月	平成一七 年三月一 七日 告示第一 八号

八一五	市道 琴平一 号線	大月市大月二丁 目一六番三二一 号(山口牛乳店 先)から大月市大 月一丁目一六番 二三号先(小宮 初夫方)までの 両側	八〇	車両	終日	大月	平成一七 年三月一 七日 告示第一 八号
		プいとつ)から 大月市大月二丁 目一四番二〇号 先(都留高校南 西角)までの両 側					

八一四	削除					大月	平成一七 年三月一 七日 告示第一 八号
八一五	削除					大月	平成一七 年三月一 七日 告示第一 八号

八一九	県道 川窪猪 狩線	甲府市御岳町字 川尻一六六七番 地先(御岳川橋 北)から甲府市 上帯那町字中津 森三〇六七番地 の二先(中津森 トンネル北方約 二〇〇メートル	三、五〇〇	車両	終日	甲府	平成一七 年三月一 七日 告示第一 八号

		に				を	
八六八	町道	東八代郡中道町 下曾根三四〇二番地の三先(県道塩山市川大門線との交差点)から東八代郡中道町下曾根三四〇番地の一先(シャトレーゼ南東角)までの両側	一三五	車両	終日	南甲府	五九・一〇・八四七号
八六九	村町道	東八代郡中道町下曾根三、二七一番地先(中島鶏卵市場前)から東八代郡豊富村高部一、九二一番地の一先(よつちやん食品南)までの両側	七五〇	車両	終日	南甲府	六三・三一〇号
八一八	県道川窪猪狩線	甲府市御岳町字川尻一、六六七番地先(御岳川橋北)から甲府市上帯那町字中津森三、〇六七番地の一先(中津森トンネル北方約二〇〇メートル)までの両側	三、五〇〇	車両	土曜・日曜・休日	甲府	平成一七年三月一七日 告示第一八号

		を				を	
八六八	町道	東八代郡中道町下曾根三、四〇二番地の三先(国道一四〇号との交差点)から東八代郡中道町下曾根三、四四〇番地の一先(シャトレーゼ南東角)までの両側	一三五	車両	七時から二時まで	南甲府	平成一七年三月一七日 告示第一八号
八七二	市道旭二五号線	斐崎市竜岡町下条南割地内(割羽沢橋南詰)から斐崎市旭町上条南割三三一四番地の一四先(御勅使公園)までの両側	二、六〇〇	車両	終日	斐崎	五九・一〇・八四七号
八七一	町道	東八代郡中道町下曾根三四〇二番地の三先(きねや南西角)から東八代郡中道町下曾根二七六七番地の一先(山梨食品)までの両側	一一〇	車両	終日	南甲府	五九・一〇・八四七号
八七〇	町道	東八代郡中道町下曾根三四〇番地の三先(組合会館)から東八代郡中道町下曾根三三三〇番地の一先(かいや南西角)までの両側	八〇	車両	終日	南甲府	五九・一〇・八四七号

八六九	町道 村道	東八代郡中道町 下曾根三、二七 一番地の一先（ 中島鶏卵前）か ら東八代郡豊富 村高部一、九二 一番地の一五先 （よつちゃん食 品南）までの両 側	七五〇	車両	七時 から 二〇 時ま で	南 甲 府	平成一七 年三月一 七日 告示第一 八号
八七〇	削除					南 甲 府	平成一七 年三月一 七日 告示第一 八号
八七一	削除					南 甲 府	平成一七 年三月一 七日 告示第一 八号
八七二	市道旭 二五号 線	葦崎市龍岡町下 条南割三三四番 地の六先（割羽 沢橋南詰）から 葦崎市大草町下 条西割一、二〇 〇番地先（三井 金属鉱業株）葦崎 工場南西角）ま での両側	一、五〇〇	車両	六時 から 二二 時ま で	葦 崎	平成一七 年三月一 七日 告示第一 八号

に改める。

山梨県公安委員会告示第二十号

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律
附則第三項に規定する市町村の区域の指定、平成十六年山梨県公安委員会告示第二十七号）
の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月十七日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

「東山梨郡牧丘町、同郡三富村、同郡勝沼町」を「東山梨郡勝沼町」に改める。

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第三一 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内で採捕されたオオクチバス及びブルーギルの取り扱いを次のとおり制限する。
平成十七年三月十七日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 笠 原 正 五 郎

一 指示内容

本県内においてオオクチバス及びブルーギルを採捕した者は、採捕した河川湖沼にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

二 指示の区域

山梨県内の公共用水面。ただし、オオクチバスの場合に限り、山中湖、河口湖、西湖を除く。

三 指示の期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

山梨県内水面漁場管理委員会告示第三二 号

山梨県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。
平成十七年三月十七日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 笠 原 正 五 郎

山梨県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山梨県条例第四十五号。以下、「情報通信技術利用条例」という。）第三条から第六条までの規定

履修単位数及び授業時数合計

五五以上	九一五以上
------	-------

三 研究科

必修科目の別	科目	単位数	授業時数	履修単位数及び授業時数合計	
				単位数	授業時数
必修科目	課題研究	一六	七二〇	一六	七二〇
	必修科目履修単位数及び授業時数小計	一六	七二〇	一六	七二〇
選択科目	宝石演習 A	二	六〇	二	六〇
	宝石演習 B	二	六〇	二	六〇
	宝石演習 C	二	六〇	二	六〇
	宝石・貴金属加工演習 A	二	六〇	二	六〇
	宝石・貴金属加工演習 B	二	六〇	二	六〇
	宝石・貴金属加工演習 C	二	六〇	二	六〇
	宝飾デザイン演習 A	二	六〇	二	六〇
	宝飾デザイン演習 B	二	六〇	二	六〇
	宝飾デザイン演習 C	二	六〇	二	六〇
	選択科目履修単位数及び授業時数小計	六以上	一八〇以上	六以上	一八〇以上
履修単位数及び授業時数合計	二二以上	九〇〇以上	二二以上	九〇〇以上	

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
一七	上	終わりから六	大字大草町字若尾	大草町大字若尾字岡田
同	同	終わりから四	大字大草町字若尾	大草町大字若尾字岡田

平成十七年一月二十日山梨県告示第九号（道路の供用開始）

平成十七年三月十日山梨県規則第一号（建築士法施行細則の一部を改正する規則）
 一一九 上 終わりから二 山梨県規則第一号 山梨県規則第二号

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番